

負けへんで！



前回の5月号から相当の時間が経ち、あっという間に夏も終わりました。この間、本業のほか、企業のリスクマネジメント、ガバナンス、創業支援、情報管理関係の講演等で忙殺されていました。写真は、情報メディアフォーラムでの「情報リスクマネジメント」の講演です。



↑情報メディアフォーラム

昨年度の岡山市包括外部監査「区役所、支所の事務、事業」は、オンブズマンから優秀賞（大賞に次ぎ全国第2位）に評価されました。今年度も幼稚園、保育園等の監査で岡山市内を駆けずり回っています。



←監査の新聞記事

(H27.9.2 山陽新聞)

少し早いですが、忘年会シーズンを無事に乗り切りましょう。お酒の飲みすぎにはくれぐれもご注意を！



Oni ビジョン「もっと知りたい！」／RSK ラジオ「敷居のめえ～っちゃ低い法律相談所」

Oni ビジョンの「もっと知りたい！」に出演中。直近の放送は、9月の「夏休みの宿題代行サービス -法的に問題はないの?-」、10月の「ブラックバイト -辞めたい場合の対処法-」でした。毎月何回か放送されますので、是非ご覧になって下さい！



RSK ラジオ「敷居のめえ～っちゃ低い法律相談所」は、毎週月曜日午後7時からの放送。皆さまから番組に寄せられた身近に起こる様々なトラブルを法律の専門家たちとともにおもしろく、そしてわかりやすく解説していますよ！

今回の資料送付のご案内

岡山大学メールマガジン	19, 22号
おかやま産業情報	春号, 夏号
行政岡山	5, 6, 9, 10月号
岡山建設業協会 会報	5, 7, 9月号
e コミ。おかやま	6, 9月号
岡山県理学療法士会 会報	10月号

小林裕彦法律事務所

岡山市北区弓之町2番15号
弓之町シティセンタービル6階
Tel 086-225-0091
Fax 086-225-0092

Mail:k0217@oka.urban.ne.jp

所長弁護士 小林 裕彦

弁護士	片岡 靖隆	弁護士	塩崎 篤史
弁護士	井筒 智子	弁護士	丸山 洋平
弁護士	丸屋 祐太郎	弁護士	柳原 徹也
弁護士	岩橋 照美		

HP: <http://kobayashilawoffice.p-kit.com/>

連載

企業法務ケーススタディー



vol.56

多重代表訴訟制度 —改正会社法に備える—

今回、会社法の改正で「多重代表訴訟制度」が導入されたと聞きました。これはどのような制度なのか教えてください。

1 多重代表訴訟ってどういう制度？

回答

多重代表訴訟は、今回の改正会社法で「特定責任追及の訴え」と定義されています。この制度は、最終親会社（親会社が存在しない会社、つまり、グループ最上位の会社と考えると分かりやすい）の株主が、子会社の取締役等に対して責任を追及できるものとなっています。もっとも、最終親会社の全ての株主が訴えを提起できるわけではありません。また、全ての子会社の取締役等が訴えの対象となるわけではありません。

訴えを提起できるのは、最終親会社の株主のうち、100分の1以上の議決権を有する者、または発行済株式の100分の1以上を保有する者です。公開会社であれば、株式を6カ月以上保有していることも条件となります。

一方、責任追及の対象となる子会社は、責任の原因となった事実が生じた日における株式の価値が最終親会社の総資産の5分の1以上になるところに限られます。これは、重要な子会社の取締役等が対象となることを意味します。

2 今までとどのように異なるの？

これまで、株主の権限で会社の取締役等の責任を追及する「株主代表訴訟制度」のもとでは、原則として親会社の株主が子会社の取締役等の責任を追及することはできませんでした。そのため、親会社の業績に影響を及ぼすような子会社の取締役等の責任について、親会社自身が訴訟を提起しない限り、責任を追及することは難しい状況でした。

今回の改正により、親会社の一定の株主が、重要な子会社の取締役等の責任を追及することができるようになりました。

3 思わぬ訴訟提起のリスクが眠っているかも…

株主や対象となる取締役等が限定されているとはいえ、従来はできなかった訴訟ができるようになったということ

は、それだけリスクが高まったと考えるべきです。提訴され、巨額の賠償金を課されては大変です。

このようなリスクに備えるため、子会社の役員構成や役員賠償責任保険の被保険者の範囲について見直しをするべきです。また、子会社の取引が、最終親会社等にどのような影響が生じるのかについて慎重に検討していく必要があります。子会社の取締役等が適正な業務をこなしているかをこれまで以上にチェックするために、指揮命令系統を見直すことも有用だと思われます。

4 改正会社法に対応するために

多重代表訴訟について、今回の改正で変わった点はこれだけではありません。子会社株式の譲渡についての規制、会社分割における債権者保護の強化など、さまざまな点が変わっています。

コンプライアンスの重要性は、十分周知されていると思いますが、いくら気を付けていても、知らなかったばかりに法律に抵触していた、あるいは訴訟を提起されたとなると大変です。改正された法律が施行されて間もない時期は、適切な対応が分かりにくいかと思います。

どのような体制にする必要があるのか、また、どのようなリスクが存在し、それに対してどのように対処すればいいのか、お悩みの場合には、弁護士など専門家にご相談ください。

弁護士 小林 裕彦

昭和35年2月17日、大阪市生まれ。昭和59年に一橋大学法学部卒業後、労働省（現厚生労働省）入省。平成元年に司法試験に合格し、平成4年に弁護士登録。現在は岡山市北区弓之町に小林裕彦法律事務所（現在弁護士は8人）を構える。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。岡山弁護士会所属。

小林裕彦法律事務所

岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル6階
TEL 086-225-0091 FAX 086-225-0092

連載

企業法務ケーススタディー

vol. 57

粉飾決算

— その粉飾が命取り! —



相談内容

最近、ニュースで上場会社の粉飾決算が話題となっていますが、上場していない会社が粉飾決算を行った場合には、どのようなことになるのでしょうか。

回答

1 粉飾決算は、禁断の果実！

最近、ニュースなどで上場会社の粉飾決算が話題になることが増えています。粉飾決算を行う理由は、株価を上げるため、業績が上がらない責任を株主から追及されないようにするため、銀行から融資を受けやすくするためなどがあげられます。このような誘惑につられて粉飾決算を行ってしまうと、上場会社の役員の場合には、金融商品取引法違反で刑罰を科されてしまいます。

このような理由から、粉飾決算は上場会社に多い問題だと思われそうですが、上場していない会社においても、銀行からの融資を得やすくするために行われてしまうことが少なくありません。上場していない会社は、金融商品取引法の対象外ですが、粉飾決算を行うと、金融商品取引法以外でも責任が発生する可能性があります。

2 重い刑罰が科される！

粉飾決算により判断に錯誤が生じ、銀行から融資を受けた場合には、刑法上の詐欺罪（刑法第246条第1項）に該当する可能性があります。詐欺罪は10年以下の懲役となります。

また、会社の粉飾決算により、本来であればできなかったはずの剰余金配当を行ってしまうと、違法配当罪（会社法第963条第5項）に該当する可能性があります。違法配当罪は、5年以下の懲役または500万円以下の罰金。

他にも、会社の取締役が地位の保全などの自己の利益や第三者の利益を図るために粉飾決算を行うと、特別背任罪（会社法第960条）に該当する可能性があります。特別背任罪は10年以下の懲役または1,000万円以下の罰金。

このように、粉飾決算による刑事上の責任は、決して軽いものではありません。

3 民事上の責任も！

粉飾決算により判断に錯誤が生じて銀行が融資をした結果、融資額が回収不能になった場合には、会社だけでなく、粉飾決算に関わった取締役なども銀行に対して損害賠償責任を負う可能性があります。

また、会社が粉飾決算を行った結果、違法な剰余金配当が行われた場合には、取締役などが配当した利益に相当する額を会社に対して賠償することになります。この賠償額は、数千万円になる可能性もあります。

4 粉飾決算を防ぐにはどうすればよいか

粉飾決算が行われると、刑事上だけではなく民事上も重い責任が生じます。さらに、「粉飾決算が行われた企業」という評判が広まると、取引先からの評価が著しく低下するだけではなく、銀行からの信用も失い業務の運営において致命傷となりかねません。

粉飾決算を防止するには、日頃から不正な会計処理が行われていないかチェックする体制を構築するとともに、会計に携わる者が、適切な知識を有している必要があります。

会社経営においては、粉飾決算以外にもさまざまなリスクがあり、そのリスクを予防するためには、上場の如何にかかわらず、内部統制システムの構築やリスクマネジメントの実践が必要になります。お悩みの場合には、弁護士などの専門家にご相談することをお勧めします。

弁護士 小林 裕彦

昭和35年2月17日、大田市生まれ。昭和59年に一橋大学法学部卒業後、労働省（現厚生労働省）入省。平成元年に司法試験に合格し、平成4年に弁護士登録。現在は岡山市北区弓之町に小林裕彦法律事務所（現在弁護士は7人）を構える。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。岡山弁護士会所属。

小林裕彦法律事務所

岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル6階
TEL 086-225-0091 FAX 086-225-0092

■□ 法（ほう）～納得！ 第19号 □■ 平成27年 6月 1日発行

～ あなたの「チャリスマホ」の対価，5万円！？ ～

この「法（ほう）～納得！」のコラムで第12回目，第14回目と自転車に関する話題を取り上げましたが，今回も，岡大生が愛用する「自転車」に関する話題を取り上げようと思います。このコラムを皆さんがご覧になるのは，平成27年6月初旬になると思いますが，平成27年6月1日から改正道路交通法が施行されました。今日は，この改正道路交通法についてお話しします。

1 改正道交法の内容

自転車運転中に「危険なルール違反」を繰り返すと「自転車運転者講習」（3時間：5,700円）を受けることとなります。具体的には「危険行為を反復（3年以内に2回以上）」→「受講命令」→「講習の受講」となりますが，公安委員会による受講命令に反すると5万円以下の罰金が科せられることとなります。「危険なルール違反」，すなわち「危険行為」としては下記の14類型が挙げられます。

- | | |
|----------------------------------|-----------------------------|
| (1)信号無視（道交法第7条） | (2)通行禁止違反（同第8条第1項） |
| (3)歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）（同第9条） | |
| (4)通行区分違反（同第17条第1項，第4項又は第6項） | |
| (5)路側帯通行時の歩行者の通行妨害（第17条の2第2項） | |
| (6)遮断踏切立ち入り（同第33条第2項） | (7)交差点安全進行義務違反等（第36条） |
| (8)交差点優先車妨害等（第37条） | (9)環状交差点安全進行義務違反等（第37条の2） |
| (10)指定場所一時不定止当（第43条） | (11)歩道通行時の通行方法違反（第63条の4第2項） |
| (12)制動装置（ブレーキ）不良自転車運転（第63条の9第1項） | |
| (13)酒酔い運転（第65条第1項） | (14)安全運転義務違反（第70条） |

2 大学生の「チャリスマホ」の大問題

上記のように，14項目の危険行為が自転車運転者講習の対象となることがご理解いただけたと思います。岡大生の問題は，上記(14)に該当する可能性が極めて高い点にあると思います。

上記(14)は，「安全運転義務違反」とのみ規定されており，具体例はわかりません。しかし，「スマホ」の「ながら運転」をしているあなた！「チャリスマホ」は「安全運転義務違反」になる可能性の高い行為なのです。最近の大学生は，昼夜を問わず，スマホに接しています。そのような「スマホ依存」は自転車に乗っている時にも現れています。スマホでの電話，スマホでLINE，このような「チャリスマホ」に轢かれそうになった歩行者，少なくはないと思います。また，自動車を運転している時も，異様にふらついている自転車は大抵が「チャリスマホ」です。

事故を起こせば，数千万円単位の損害賠償責任も発生する可能性もあります。また，事故を起こさなくとも，5,700円の受講料を支払って3時間の講習を受けなければならなくなる可能性もあります。自転車でスマホを操作したいと思ったときは，どうか，少し呼吸をおいて，自転車を止めてから操作をして下さい。あなたのその勇気は，ご自分を含め沢山の人を救うことを念頭においてください。岡大生の自転車マナーが，この改正道交法施行によって改善することを望みます。

また，最後にはなりましたが，岡大生の「チャリスマホ」の問題の他に，(ア)信号無視〔上記(1)〕，(イ)酒酔い運転〔上記(13)〕の問題も気になります。私は，岡大のテニスサークルの顧問をしていることもあり，学生さん達とお酒を飲む機会もあります。お酒を飲んだ後は，絶対に「酔いチャリ」しない！必ず，引いて帰る！これを徹底して下さい。まあ，そもそも，飲み屋にチャリで来るのを防止するのが先ですか。今後は，岡大付近で飲みましょう。教職員の皆様におかれましても，そのような岡大生の行為を見かけたら厳重に注意していただきね。

■□ 法(ほう)～納得! 第22号 □■ 平成27年 9月 1日発行

～ ダフ行為に対する規制 ～

8月のお盆も終わり、次の行楽シーズンは9月のシルバーウィークですね。秋になれば、コンサートやスポーツを観る機会も増えますが、今日は「ダフ行為に対する規制」についてお話ししたいと思います。

1 ダフ行為

ダフ行為とは、コンサートやスポーツのチケットを購入し、買えなかった人に売る行為をいいます。このような行為を行う人のことは、(商売として行っていなかったとしても)「ダフ屋」と呼ばれます。

ダフ行為自体を、規制する法律は存在しません。しかし、多くの地方公共団体の定める条例では、ダフ行為を取り締まりの対象としていることも多くあります。

2 迷惑防止条例

たとえば、岡山県では「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」(以下「迷惑防止条例」といいます。)を制定しています。この岡山の迷惑防止条例の第9条では、「何人も、乗車券、急行券、指定券、寝台券その他運送機関を利用しうる権利を証する物又は入場券、観覧券その他公共の娯楽施設を利用しうる権利を証する物(以下「乗車券等」という。)を不特定の者に転売するため、又は不特定の者に転売する目的を有する者に交付するため、乗車券等を公衆に発売する場所において買い、又は公衆の列に加わって買おうとしてはならない。2 何人も、転売する目的で得た乗車券等を、公共の場所において、不特定の者に売り、又は人につきまといつて売ろうとしてはならない。」と規定しており、ダフ行為を禁止しています。この規定に違反すれば、第14条に基づき罰則が科せられることとなっています。第14条は、「第2条、第5条、第6条、第7条第1項又は第8条から第12条までの規定に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。2 常習として前項に規定する違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。」と規定されています。

3 値段は関係なし

岡山県の迷惑防止条例第9条をよく見ていただければ分かると思いますが、元のチケットよりも高い金額での売却は要件となっていません。つまり、元のチケットと同じ価格もしくは安価でも、「公共の場所で」転売すればダフ行為として処罰の対象となるのです。

4 インターネットオークション

さて、昨今のインターネット社会で問題となっているのは、インターネットオークションでのチケット転売であろうと思います。インターネット上は、「公共の場」ではないと考えられていますので、インターネット上での転売行為は、実はダフ行為には当たりません。他方、インターネットオークションで転売するために、チケット売り場でチケットを購入する行為は、「不特定の者に転売するため、又は不特定の者に転売する目的を有する者に交付するため、乗車券等を公衆に発売する場所において買い、又は公衆の列に加わって買おうと」する行為に該当しますので、ダフ行為に該当します。インターネットオークションに関して取締対象になっている行為は、転売自体ではなくチケット仕入れ行為なのです。

以上が、ダフ行為と迷惑防止条例についてのお話です。文化を深める秋、ダフ行為をご自分が行わないのはもちろんですが、周りの人が行おうとしていけば、迷惑防止条例違反になることを教えてあげて下さい。



法務虎の穴

第51回 「民法改正の注意すべきポイントその2」

弁護士 小林 裕彦

1 法定利率の引下げと変動利率制

今回の民法改正における最も大きな変更点の一つは、何と云っても法定利率の引下げです。

現行民法は、法定利率を年5%と定めています。これは明治29年の立法当時の経済状況を基に定められたものですが、現在では市場金利と著しく乖離したものとなっているため、強い批判がありました。今回の改正では、これが年3%に引き下げられることになります。

また、改正案によると、法定利率が再び不合理な利率とならないよう、3年毎の見直しによって市場金利と連動させる、変動利率制となります。

2 法定利率の改正の影響

① 将来の逸失利益の賠償額が変わる?

交通事故などで、将来の逸失利益を現在において支払う場合、損害賠償額の算定時から将来までに生じる利息相当額(中間利息)を控除して、将来にわたる損害賠償額を現在価値に引き直す必要があります。

現行民法では、中間利息の利率についての規定はありませんが、平成17年の最高裁判決以来、法定利率に基づくライブニッツ係数によって算定するのが確立した実務であり、改正民法でも法定利

率によることが明文化されます。

これを前提に考えると、法定利率の引下げによって、控除される中間利息の額が下がることになるので、結果的に将来の逸失利益についての損害賠償額が増額されることになります。

具体的には、日本損害保険協会の試算したケース(27歳男性の死亡、全年齢平均賃金、一家の支柱・被扶養者2人)では、法定利率が5%から3%になることで、損害賠償額が約1930万円増額することになっています。

② 法定利率の適用基準時

法定利率が変動制となると、いつの時点の利率が適用されるのかという点も重要な問題となります。

この点、改正案は、遅延損害金については、債務者が遅滞の責任を負った最初の時点の法定利率を、中間利息については、損害賠償請求権の発生時の法定利率を適用するとしています。これは法的安定性を重視したものです。

もっとも、債務不履行責任については注意が必要です。

不法行為に基づく損害賠償債務は、損害の発生と同時に遅滞に陥りますが、債務不履行に基づく損害賠償債務は、期限の定めのない債務ですから、債権者の請求により遅滞に陥ることになります。

そうすると、労災事故などの安全配慮義務違反(債務不履行責任)による将来の逸失利益の場合、中間利息の算定においては、損害賠償請求権の発生時である事故時点の法定利率が適用されるものの、遅延損害金については、損害賠償請求時点の法定利率が適用されることになります。

以上のように、法定利率の改正によって、具体的な賠償額が大きく変わり得ること、適用基準時の問題が生じることについては、法律の専門家として事前に押さえておく必要がありますね。



筆者プロフィール

小林 裕彦(こばやし やすひこ)

昭和35年大阪生まれ、玉野市在住。昭和59年3月に一橋大学法学部を卒業後、労働省(現厚生労働省)勤務を経て、平成4年4月に弁護士登録。専門は、企業法務、民事事件のほか、民事再生の監督委員や破産管財人など。岡山弁護士会副会長、岡山市の包括外部監査人等を歴任。平成7年6月から本会顧問弁護士。事務所は、岡山市北区弓之町2番15号弓之町シティセンタービル6階。



法務虎の穴

第52回 「民法改正の注意すべきポイントその3」

弁護士 小林 裕彦

1 根保証の規律の拡張

現行民法は、根保証契約(一定の範囲に属する不特定の債務を主債務とする保証契約)のうち、主債務に資金等の債務が含まれるものについては、その極度額を書面で定めなければ効力を生じない旨規定しています。これは、保証人が、予想に反した過大な責任を負わないようにするためです。

改正案では、このような極度額の規律が、主債務の種類に限定なく、個人の根保証契約一般に拡張されることになっています。

個人会社が商品などの継続的な売買契約を締結する場合に、その会社の代表者の個人保証が求められることは珍しくありませんが、このような場合にも、契約書などで極度額が定められていなければ保証は無効ということになります。

また、建物賃貸借契約に際して、賃借人の親族などが保証人となることも広く行われていますが、これも根保証契約にあたりますので、極度額を書面で定めなければ無効となります。

2 個人保証の制限

これまで、事業のための資金の借入れについて、事業とは無関係の第三者が安易に保証人となった結果、後に多額の保証債務の履行を求められて、生活が破綻

してしまうケースが多くありました。

これに対して改正案では、事業のための資金等債務に対する個人保証が原則として制限され、保証契約締結の日前1か月以内に作成された公正証書で保証意思表示を示さなければ、保証契約は無効となります。

保証契約そのものを公正証書で行わなければならないわけではありませんが、公正証書の作成の方式については厳格に定められており、実務上も注意を要します。

また、主債務者が法人の場合に、その取締役が個人保証をする場合など、一定の場合にはこのような制限がないことも押さえておく必要があるでしょう。

3 情報提供義務等の新設

主債務者から、「迷惑は絶対にかからないから」などと言われ、これを信じて保証人になった結果、多額の保証債務の履行を求められるケースも後を絶ちません。改正案ではこのような事態を避けるために、保証契約時に、主債務者に対して保証人に適切な情報を提供する義務を課しています。

提供しなければならない情報としては、①財産及び収支の状況、②他に負担している債務の有無や額、履行状況、③担保として他に提供し、又は提供しようとするものの有無・内容などですが、情

報提供義務違反の場合には、一定の要件を満たせば保証契約を取り消すこともできるようになります。

また、主債務者だけでなく、債権者からも、主債務者の債務の履行状況等の情報を提供することが義務付けられます。

以上のように、今回の改正では、保証人の保護の強化を目的として、保証契約の効力に影響を及ぼす重要な事項に変更があります。専門家としては、契約書のチェックや相談を受けた際に、十分注意する必要がありますね。



筆者プロフィール

小林 裕彦(こばやし やすひこ)

昭和35年大阪生まれ、玉野市在住。昭和59年3月に一橋大学法学部を卒業後、労働省(現厚生労働省)勤務を経て、平成4年4月に弁護士登録。専門は、企業法務、民事事件のほか、民事再生の監督委員や破産管財人など。岡山弁護士会副会長、岡山市の包括外部監査人等を歴任。平成7年6月から本会顧問弁護士。事務所は、岡山市北区弓之町2番15号弓之町シティセンタービル6階。



法務虎の穴 第55回 「親子関係に関する法律問題」

弁護士 小林 裕彦

前回まで民法改正に関する事項を取り上げてきましたが、今回のテーマは親子に関する問題です。以下のような相談を受けた場合、どのような回答をすることになるでしょうか。

【相談】

私の娘は、中学校に入学した頃から悪い友人と交際するようになり、頻りに家出をしたり警察に補導されたりするようになりました。成人した後も仕事をせず、どこに住んでいるのかわかりませんが、暴力団関係者の男と同様しているようです。また、色々なところからお金を借りているようで、一度は500万円の借金を私が肩代わりしたこともあります。

最近でも、家に戻ってきた際はお金を要求するばかりで、断ると暴言を吐いたり、勝手に家のお金や物を持ち出したりする始末です。

将来、このような娘に先祖伝来の土地を相続させるわけにもいきませんし、娘とは親子の縁を切りたいと思っています。

1 法律上、「勘当」という制度はない日常では、親子の縁を切るという意味で、「勘当する」という言葉が使われることがあります。

しかし、法律上は、このような制度を定めた法律はありません。

養子縁組に基づく親子関係であれば、離

縁することで解消することができますが、実親子については、法律上の親子関係を解消する方法はないのです。

2 親子関係の修復

今回の相談内容のようなケースでは事実上難しいかもしれませんが、親子関係の悪化に何か原因がある場合、冷静に話し合うことで親子関係が修復できる場合もあります。

そのための一つの方法として、家庭裁判所に対して、親子関係調整の調停を申し立てることが考えられます。調停委員や裁判官などの第三者に言い分を聞いてもらうことで、互いの誤解やわだかまりが解け、意外にすんなりと和解ができる場合もあります。

3 相続させない方法

今回のケースで、どうしても娘に遺産をやりたくないと考えた場合、どうすればよいでしょうか。

まず、「娘には遺産を相続させない旨の遺言を作成する方法が考えられます。これは最も簡便な方法ですが、この場合、遺留分まで奪うことはできないので、遺留分減殺請求がなされると一定の遺産は娘のものになってしまいます。

そこで、「相続人の廃除」という方法があります。これは、将来相続人となる者が、被相続人を虐待・侮辱したり、著しい非行がある場合に、相続権を失わせる制度で、廃除された推定相続人には遺留分も認めら

れません。

もっとも、相続人の廃除をするためには家庭裁判所の審判が必要となります。今回のケースでは、「著しい非行」にあたるかと判断される可能性は十分ありますが、被相続人の意思だけで相続人の廃除が認められるものではない点に注意が必要です。

親子関係というのは、通常、強い絆で結ばれている分、一度悪化すると厄介なものです。法律の専門家としては、事案に応じた適切な法的アドバイスを心がける必要がありますね。



筆者プロフィール

小林 裕彦(こばやし やすひこ)
昭和35年大津生まれ、玉野市在住。昭和59年3月に一橋大学法学部を卒業後、労働省(現厚生労働省)勤務を経て、平成4年4月に弁護士登録。専門は、企業法務、民事事件のほか、民事再生の監督委員や破産管財人など。岡山弁護士会副会長、岡山市の包括外部監査人等を歴任。平成7年6月から本会顧問弁護士。事務所は、岡山市北区弓之町2番15号弓之町シティセンタービル6階。



法務虎の穴 第56回 「労働者派遣はどう変わる？」

弁護士 小林 裕彦

1 派遣労働の期間制限が変わる

先般、労働者派遣法の改正法案が国会で可決され、本年9月30日に施行されました。

今回は、その概略と注意点について簡単にお話したいと思います。

現在、労働者派遣の期間制限については、ソフトウェア開発や通訳など、専門的な知識・技術等を必要とする26の業種を除いて、上限が原則1年(最長3年)となっています。

今回の改正は、業種による区別を廃止し、事業所単位の期間制限と、個人単位の期間制限を新設するものです(ただし、施行日時時点で既に締結されている労働者派遣契約については、その労働者派遣契約が終了するまで、改正前の法律の期間制限が適用されます。)

2 事業所単位の期間制限

事業所単位の期間制限としては、同一の派遣先の事業所に対し、派遣期間は原則3年が限度となります。業種による区別がなくなりますので、現在は期間制限のない専門26業種も含まれることになります。

そして、派遣先が期間制限を超えて派遣労働者を受け入れようとする場合は、派遣先の過半数労働組合等からの意見を聴く必要があります。この手続が行われないと、3年を超えて派遣を受け入れることはできませんので、派遣先会社と

しては、労使間で派遣の受入れの継続の是非について話し合いをすることが重要になってきます。

3 個人単位の期間制限

同一の派遣労働者を、派遣先の事業所における同一の組織単位(課)に対し派遣できる期間は、原則3年が限度となります。

そのため、派遣先が過半数労働組合等からの意見聴取により3年を超えて派遣利用を行う場合であっても、個人単位では3年ごとに課を変更しなければならぬことに注意が必要です。

4 労働契約の申込みをなし制度

平成24年の改正から施行が猶予されていた、労働契約申込みをなし制度も本年10月1日から施行されます。これは、派遣先が、違法派遣を受け入れた場合に、派遣労働者に対して労働契約の申込みをしたものとみなされるものです。

具体的には、①労働者派遣の禁止業務に従事させた場合、②無許可の事業主から労働者派遣を受け入れた場合、③派遣可能期間を超えて労働者派遣を受け入れた場合、④いわゆる偽装請負の場合、その時点で、派遣先が派遣労働者に対して、派遣元の労働条件と同一の労働条件の労働契約を申し込んだものとみなされます。

上記の労働者派遣の期間制限には、派遣元に無期雇用されている派遣労働者及び60歳以上の派遣労働者は期間制限を受けないという例外があります。

また、期間を制限する代わりに、派遣元の派遣先への直接雇用の依頼義務、派遣先の正社員等の募集情報の提供義務、雇入れ努力義務など、雇安定措置を義務付けている点も重要です。

今回の改正は、労働者派遣法制について重要な変更を伴うものですので、専門家としてもその要点を正確におさえておく必要がありますね。



筆者プロフィール

小林 裕彦(こばやし やすひこ)
昭和35年大津生まれ、玉野市在住。昭和59年3月に一橋大学法学部を卒業後、労働省(現厚生労働省)勤務を経て、平成4年4月に弁護士登録。専門は、企業法務、民事事件のほか、民事再生の監督委員や破産管財人など。岡山弁護士会副会長、岡山市の包括外部監査人等を歴任。平成7年6月から本会顧問弁護士。事務所は、岡山市北区弓之町2番15号弓之町シティセンタービル6階。

(法律相談コーナー)

第59回 従業員の副業と処分

●相談内容●

当社の従業員の中に、業務時間外に副業をしている者がいることが発覚しました。当社の就業規則では、従業員が副業を行うことを禁止しています。そこで、当該従業員に懲戒処分を科すことを検討していますが、問題ありませんか。

○回 答○



顧問弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後、労働省（現厚生労働省）入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管理人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に扱う。

副業を行うサラリーマンが増加

一時期に比べて景気が回復しつつあるとはいうものの、従業員の賃上げにまでは至っていない中小企業が多いと聞きます。そのような状況の中、生活のために副業を行うサラリーマンが、増えているようです。インターネットを利用した副業が比較的簡単に行えるようになったことも、副業を行うサラリーマン増加の一要因でしょう。

副業は禁止できる？

さて、公務員は法律で兼業が禁止されていますが、私企業の従業員の兼業を禁止する法律の規定はありません。従業員が、契約で定められた就業時間外をどのように過ごすかについては、本来、従業員の自由なのです。従業員が副業を行うことを禁止する旨の就業規則の規定が直ちに無効となるわけではありませんが、副業を禁止できるのは、会社の信用や会社秩序を害したり、会社の秘密漏えいの恐れがあったり、従業員の労務提供上支障が生じたりする場合に限定されます。したがって、処分を行う場合、これらについて具体的に検討する必要があります。

裁判例

裁判例には、貨物運送会社に勤務する長距離トラック運転手が勤務時間外にアルバイトをすることを会社が認めなかったという事例で、副業終了後会社での勤務開始までが6時間を切る場合は副業を認めないことには、合理性があると判断したものがあります。疲労や寝不足で交通事故を起こせば、会社のみならず第三者に多大な迷惑を掛けるので、トラック運転手にとっては休息の確保が非常に重要であることが理由です。その一方で、同裁判例は、休日のアルバイトを禁止することについて、その休日が法定休日であるということのみを理由として禁止することはできず、労務提供に生じる支障を具体的に検討しなければならないと判断しています。

許可制を採る場合の判断基準

なお、同裁判例の事例では、副業について許可制を採用していました。このように許可制を採用する場合でも、会社が副業を許可するか否かは、会社の信用を害するおそれ、会社の秩序を害するおそれ、秘密漏えいのおそれ、労務提供上の支障が生ずるおそれ等が、具体的に、どの程度、生じるかを検討して判断すべきです。

弁護士に御相談を

従業員に処分を科す際には、十分な検討が必要です。このような労務問題に限らず、法律的な問題で迷われた場合には、すぐに弁護士に相談されることをお勧めします。

(法律相談コーナー)

第61回 労災事故と解雇

●相談内容●

当社の従業員が建設現場で作業中、高所から転落してしまうという労災事故が起きました。現在当該従業員は入院中ですが、重大な後遺症が残る見込みで、将来の現場復帰は困難だと思われま。当社としては、職場復帰の見込みのない従業員を雇い続ける余裕はないため、当該従業員を解雇したいと考えています。法的に問題はないでしょうか。

○回 答○



顧問弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後、労働省(現厚生労働省)入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取扱う。

原則として、解雇はできない

労働基準法(以下「労基法」といいます。)19条は、業務上の負傷・疾病で療養のために休業する期間とその後30日間の解雇を禁止しています。そのため、ご相談の事案においても、「労災」を理由とする療養のために休業している期間とその後30日間は、原則として当該従業員を解雇できません。

例外として、解雇ができる2つの場合

もっとも、労基法19条は、解雇禁止の例外として2つの場合を規定しています。

1つ目は、使用者が労基法81条に基づき、当該労災につき当該従業員に対して打切補償を支払う場合です。打切補償とは、労災補償を受ける労働者が療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治らない場合に、使用者が労働者に対して平均賃金の1200日分の補償を行うことにより、労基法による補償義務を免れるというものです。

もっとも、通常、使用者は労災保険に加入しているところ、労災保険には傷病補償年金というものがあります。傷病補償年金は、労災を受けた労働者が療養開始後1年6か月を経過しても、負傷や疾病が治らず、負傷や疾病による障害の程度が労災保険法の傷病等級に該当する場合に、その障害の程度に応じて支給されるものです。そして、労働者が療養開始後3年経過時点で、傷害補償年金を受けている場合や、それ以降に受けることになった場合、使用者は打切補償を行ったものとみなされますので、この場合従業員を解雇することができます。

2つ目は、天災地変その他のやむを得ない事由のために事業継続が不可能になった場合です。たとえば、震災によって工場、事業場が倒壊したことにより事業継続が不可能になった場合などが考えられます。この場合、労働基準監督署の認定を受ける必要があります。

療養の必要がなくなった場合にも解雇ができる

労基法19条は、あくまで「療養」のための休業期間とその後30日間の解雇を禁止するものですので、治癒や症状固定により療養の必要がなくなった場合には、その後30日経過すれば解雇することができることとなります。ちなみに、症状固定とは、治療をしてもこれ以上良くも悪くもならない状態のことをいいます。

ご相談の事案においても、当該従業員に後遺症が残ってしまった場合、症状固定していると考えられますので、その後後遺症のために労働力を提供できなくなったのであれば、解雇することができます。

弁護士にご相談を!

労災事故を理由とした解雇に限らず、従業員を解雇するには、法令・判例上の厳格な規制をクリアする必要があります。法律の専門家でなければ、このような規制をクリアしているか判断することは困難ですので、ぜひ弁護士にご相談ください。

弁護士の
 コラム



こばやし やすひこ
弁護士 小林 裕彦
 (岡山弁護士会所属)
 TEL : 086-225-0091
 FAX : 086-225-0092
 昭和59年一橋大学法学部卒業後、
 労働省(現厚生労働省)入省。平成4年
 平成元年司法試験合格。平成4年弁
 護士登録。会社顧問業務、企業法
 務、訴訟関係業務、行政関係業
 務、破産管財人、民事再生監督委
 員、地方自治体包括外部監査業務
 などを主に扱う。

有期契約社員の更新にご注意!

正社員以外に、パート社員、契約社員といった有期契約の社員を雇っている企業は多いと思います。ご存じの通り、このような有期契約社員は、雇止め(契約更新拒絶)が許されない場合でない限り、契約期間の満了によって労働契約が終了しますので、企業にとっては必要に応じて労働力の不足を補うことができるものとして活用されているところです。

ところで、近時の労働契約法の改正により、このような有期契約社員との契約を更新するに当たって注意すべきルールが設けられました。このルールは、平成25年4月1日から適用されます。

それは、有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えた場合、労働者の請求により、有期労働契約から無期労働契約に転換することができるというものです。したがって、有期労働契約社員が無期労働契約社員となった後、会社が当該労働者を辞めさせたいと考えた場合、解雇するしか方法はありません。その上、正社員と同様に厳格な解雇規制が適用されることとなりますので、辞めさせることは大変困難になります。これは、企業の労務管理に大きな影響のある改正です。

ただし、一旦雇止めをするなどして契約が継続していない期間(空白期間)が6ヶ月(直前の契約期間が1年未満ならその2分の1の期間)以上ある場合には、通算5年のカウントは一度リセットされ、それ以前の契約期間は通算されません。もっとも、一度有期契約社員を雇止めた上、6ヶ月後に再雇用するということは、現実的な策ではないように思われます。

また、有期労働契約が無期労働契約に転換された後の労働時間、賃金やその他の労働条件については、別に合意がされていない限り、従前の有期労働契約における労働条件と同じになります。つまり、無期契約に転換されても、自動的に他の正社員と同じ労働条件になるわけではないことにも注意していただきたいところです。

近時、このような有期労働契約に限らず、パートタイム労働法の改正など労働者保護のための立法が次々となされていますので、労務管理について気になる点がありましたら、早急に弁護士に相談されることをおすすめいたします。

弁護士の
 コラム



こばやし やすひこ
弁護士 小林 裕彦
 (岡山弁護士会所属)
 TEL : 086-225-0091
 FAX : 086-225-0092
 昭和59年一橋大学法学部卒業後、
 労働省(現厚生労働省)入省。平成4年
 平成元年司法試験合格。平成4年弁
 護士登録。会社顧問業務、企業法
 務、訴訟関係業務、行政関係業
 務、破産管財人、民事再生監督委
 員、地方自治体包括外部監査業務
 などを主に扱う。

従業員の私生活上の犯罪行為と懲戒処分

従業員が勤務時間外において飲酒運転や痴漢等の犯罪行為をして逮捕・起訴されてしまった場合、当該従業員を懲戒解雇にしたいと考える経営者の方も多いかと思いますが、しかしながら、このような会社の業務とは無関係なところで行われた犯罪行為を理由に懲戒処分を行う際には、注意すべき点が2つあります。

○犯罪=懲戒解雇ではない!

1つ目は、就業規則の懲戒事由に「犯罪行為を犯したとき」というような規定を設けている場合でも、必ずしもこれに該当するとして懲戒処分ができるわけではないという点です。懲戒処分は企業秩序を維持するために認められていますが、従業員の私生活上の営動は本来企業秩序とは無関係であるため、懲戒処分の対象とはならないはずだからです。もっとも、現実には、従業員の私生活上の非行であっても、会社の社会的評価が低下するということはよくあることです。そのため、裁判例においては、私生活上の行為についても、会社の社会的評価を低下させるおそれがあると客観的に認められる場合には、懲戒処分ができるとされています。したがって、従業員が犯罪行為をした場合には、犯罪の内容・性質、会社の事業の種類、当該従業員の会社における地位・職種等を総合考慮して、会社の社会的評価を低下させるおそれがあると客観的に認められるか検討する必要があります。

○懲戒解雇は慎重に!

2つ目は、懲戒事由に該当するとしても、どのような懲戒処分を行うのか(処分の量定)という点です。これについては、各犯罪行為の内容・性質等によって異なってくるので一概にはいえませんが、従業員にとって著しく不利益の大きい懲戒解雇処分については慎重に判断する必要があります。実際に従業員が犯罪行為を犯した場合には、国家公務員の懲戒処分について人事院が作成した「懲戒処分の指針について」を一応の参考にして処分の量定を考えることとなりますが、やはり個々の事案によって様々な考慮要素がありますので、どのような懲戒処分が妥当なのかの判断は困難なことが多いです。

以上のように、従業員の犯罪行為を理由に懲戒処分をする場合、様々な事情を考慮した上で判断する必要があります。この判断を誤れば、後日懲戒処分の有効性を争われることにもなりかねません。そのようなリスクを避けるためにも、懲戒処分をする際には、専門の弁護士にご相談されることをおすすめいたします。

連載 顧問弁護士 小林 裕彦先生の事例紹介③

突然のバカンス

－病院は拒否することができる？－



<相談>

当病院の理学療法士が話題の施設に行ってみたいという理由で、2日後の日から7日間の有給休暇を取得したいと申請してきました。しかし、この理学療法士がいないと、現在のリハビリの計画に支障が生じてしまいます。

どのように対応すればいいでしょうか。

<回答>

○ 充実した仕事は充実した私生活から！

先日、ユネスコの世界遺産委員会が官営八幡製鉄所などを「明治日本の産業革命遺産」として世界文化遺産に登録決定しました。これを機会に改めて行ってみたい方も多いかと思われます。

充実した仕事は充実した私生活から、ということがよく言われています。従業員の方々が有給休暇で心身ともにリフレッシュして、充実した仕事を行ってくれば、病院にとっても患者にとっても良いことです。

もっとも、従業員の方が有給休暇をとることで、病院の業務に支障が生じてしまったのは困りものです。

○ 有給休暇の申請を拒否することができる？

確かに、労働基準法上、一定の要件を満たした従業員には、一定日数の有給休暇を取得する権利が認められています。そして、使用者は、従業員の適法な年次有給休暇申請を拒否することができません。しかし、使用者が従業員側の有給休暇の請求を一方向的に認めなければならないとすると、事業に大きな支障が出かねません。そこで、労働基準法では、従業員から請求された時季に有給休暇を与えることが「事業の正常な運営を妨げる場合」においては、有給休暇の取得時期を他の時季に変更できるとして、使用者に時季変更権があることを認めています。

「事業の正常な運営を妨げる場合」なのかどうかは、有給休暇を取得しようとしている従業員が携わっている事業の規模、内容、代替要員の確保が困難か、取得しようとする有給休暇の期間、労働慣行などの諸般の事情を総合考慮して判断することになります。

○ 時季変更権を行使できる？

御相談の場合、有給休暇を取得しようとしている従業員がいないとリハビリの計画に使用

岡山のおすすめ温泉

これまで、県外の温泉のご紹介ばかりだったので、今回は岡山の温泉をご紹介しますと思います。よく、岡山の温泉はどこが一番ですか？と聞かれるのですが、奥津温泉奥津荘（鍵湯）とか、湯郷温泉療養湯とか、湯原温泉砂湯とか、真賀温泉（幕湯）などと答えることが多いのですが、たけべ八幡温泉と桃太郎温泉も侮れません。

まず、たけべ八幡温泉は、以前の高瀬舟をイメージした味わいのある建部温泉会館を廃止して、今年の4月、新館がオープンしました。内湯に循環風呂があるのはいただけませんが、内湯にも露天風呂にも掛け流しの温泉があります。嬉しいのは、源泉の冷たい湯舟があること。これだけで大満足！何でもかんでも沸かすのがいいわけではありません。しかし、公的施設の宿命か…塩素殺菌していました。いくら掛け流しといっても、塩素を入れた温泉は本物の温泉ではありません！源泉の注入量を増やせばいいだけのことで、これだけのいい湯に塩素を混入するのは邪道であること切々と説いて、塩素殺菌を止めることを検討していただいています。

〈たけべ八幡温泉〉



次に、桃太郎温泉は、地下約1500メートルを掘削して掘り出した温泉とは思えないくらい熟成度の高い温泉。岡山で随一とっていいくらいの硫黄臭とつるつる感。入るとすぐに体に泡がつきます。当然のことながら、塩素殺菌はなしの本物の掛け流し。

〈桃太郎温泉〉



どちらも甲乙つけ難い岡山の宝です！